

かほく市工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、かほく市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が300万円以上の請負工事とする。

(評定の内容)

第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者及び評定比)

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の者とする。

- (1) 市長から監督員として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき命ぜられた職員又は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき委託を受けた者
- (2) 総括監督業務を行う者として、所属の職員のうちから工事主管課長が指定する総括監督員
- (3) 市長から検査員として、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき命ぜられた職員又は地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき委託を受けた者

2 各評定者の評定比は、次の表のとおりとする。

区分	評定者	評定比
第一次評定者	監督員	0.4
第二次評定者	総括監督員	0.2
第三次評定者	検査員	※0.4

※ 中間検査がある場合の評定比は、中間検査0.2及び完成検査0.2とする。

※ 中間検査が2回以上ある場合は、その平均値とする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。
- 3 細目別評点の算出は、細目別評定採点表（様式第2号）によるものとする。
- 4 評定結果は、工事成績評定表（様式第3号）に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙4の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。

また、工事における創意工夫、工事特性、社会性等に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合は、これも考慮するものとする。

(評定の時期)

第6 成績評定の時期は、検査員にあつては中間・完成検査実施時、監督員及び総括監督員にあつては工事の完成の時とする。

(成績評定結果の報告)

第7 成績評定結果の報告は、工事の完成の時に行うものとする。

- 2 評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく総務部総務課長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第8 総務部総務課長は、工事成績評定通知書により、評定点を当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日以後に完成する工事について適用する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この要領は、公表の日から施行し、平成27年4月1日以後に完成する工事について適用する。

附 則（平成31年7月1日改正）

この要領は、公表の日から施行し、平成31年4月1日以後に完成する工事について適用する。

参 考 資 料

工事成績評定結果の評価区分は、次の表のとおりとする。

工事成績評定の評価区分表

区分	評定点の標準値	総 合 評 価
A	80 点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75 点～80 点未満	標準的な工事の中で優れた工事
C	65 点～75 点未満	標準的な工事
D	60 点～65 点未満	今後、改善すべき事項のある工事
E	60 点未満	今後、指名等に影響を及ぼすおそれのある工事

※D、E：工事契約時、着手時、施工時、完成時等における評価対象事項のうち評価できない項目が多い場合である。